第10節　事務局

（事務局）

第59条　本協会の業務を処理するため、本協会に事務局を置く。

2　事務局に事務局長を置く。

3　事務局長は、事務局を統括し、職員を指導する。

4　事務局長は、理事会に諮り会長が任免する。

5　事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、「事務局運営規則」をもって定める。

第11節　支部

（支部）

第60条　第２条の従たる事務所を支部と称する。

2　支部の名称、所在地その他支部の組織及びその運営に関し必要な事項は、「支部規則」をもって定める。

（業務）

第61条　支部は、本協会の目的の達成に資するため、内閣総理大臣及び都道府県知事と協力して、次の各号に掲げる業務を行う。

⑴　本協会の業務に関する指導、連絡及び監督事項を支部の管轄区域内に営業所又は事務所が所在する協会員（以下「支部に所属する協会員」という。）に伝達し又は実施すること。

⑵　支部に所属する協会員間及び貸金業に関係のある団体等との意思の疎通並びに意見の調整を図ること。

2　支部は、前項に掲げるもののほか、支部規則で定める業務を行うことができる。

（事務長）

第62条　支部に事務長１人を置く。

2　事務長は支部の事務を統括する。

第12節　協議会

（協議会）

第63条　本協会は、本協会の業務運営上必要と認めるときは、理事会の決議により、次の各号に掲げる地区別に協議会を置くことができる。

⑴　北海道地区（北海道）

⑵　東北地区（宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県）

⑶　関東地区（東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、山梨県、栃木県、茨城県、群馬県、新潟県、長野県）

⑷　東海地区（愛知県、静岡県、三重県、岐阜県）

⑸　北陸地区（石川県、福井県、富山県）

⑹　近畿地区（大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県）

⑺　中国地区（広島県、山口県、岡山県、鳥取県、島根県）

⑻　四国地区（愛媛県、香川県、徳島県、高知県）

⑼　九州地区（熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県、福岡県、佐賀県、長崎県、沖縄県）

2　協議会は、本協会の業務運営全体に関する事項について、会長又は貸金戦略会議議長の諮問に応じ又は会長又は貸金戦略会議議長に意見を述べ若しくは要望することができる。

3　協議会の業務、運営等に関し必要な事項は、「協議会規則」をもって定める。

第４章　会計

（事業年度及び会計）

第64条　本協会の事業年度は、４月１日から翌年３月31日までとする。

2　本協会の会計は、本会計１個とする。ただし、必要に応じて特別会計を設けることができる。

（資産の管理）

第65条　本協会の資産は、理事会の決議に基づき、会長がこれを管理する。

（基金）

第66条　本協会は、その業務運営を円滑にするため、協会員その他からの寄金等を基金として受け入れることができる。

2　本協会が解散する場合は、基金の残高については、本協会と類似の目的を有する他の公益事業を行う者に寄付するものとする。

（経理規則）

第67条　本協会の予算、決算その他経理に関し必要な事項は、「経理規則」をもって定める。

第５章　残余財産の処分

（残余財産の処分）

第68条　本協会が解散した場合の残余財産は、本協会と類似の目的を有する他の団体に寄付するものとする。

第６章　雑則

（定款等の解釈）

第69条　定款及び業務規程その他の規則並びに総会及び理事会の決議事項の解釈について疑義があるときは、理事会がその解釈を決定する。

附　則

1　この定款は、内閣総理大臣が認可した平成19年12月19日から施行する。

2　この定款の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、「貸金業の規制等に関する法律」第25条に規定する貸金業協会の協会員である者は、この定款の規定にかかわらず、施行日に別に定める様式による加入届出書を本協会に提出することにより、本協会の協会員となる。この場合には、この定款に規定する加入金の納入は要しないものとする。

3　本協会の設立当初の役員は、この定款の規定にかかわらず、別紙役員名簿のとおりとし、その任期は、平成20年６月の定時総会終了の時までとする。

4　本協会の設立当初の事業年度の事業計画及び収支予算は、別紙事業計画書及び収支予算書のとおりとする。

5　本協会の設立当初の自主規制会議、貸金戦略会議、総務委員会その他の委員会の委員は、この定款の規定にかかわらず、別紙委員名簿のとおりとし、その任期は、平成20年６月の定時総会終了後、後任の委員が選任されるまでとする。

附　則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成21年６月18日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第５条第１項、第６条、第20条、第37条第１項及び第３項、第44条第２項第１号及び第４号、同条第３項第１号及び第３号、同条第４項乃至第６項、第53条を改正。

附　則

この定款の変更は、内閣総理大臣が認可した平成22年６月15日から施行する。

㈱　改正条項は、次のとおりである。

第５条第１項、第６条、第20条第１項、第36条第２項、第37条第３項、第39条第１項、第44条第２項第１号及び第４号、同条第３項、同条第４項第１号及び第３号、同条第５項乃至第７項、第51条第３項、同条第４項及び第９項、第53条、第54条第３項を改正。（以下、節番号、条文番号繰下げ）

公　告

裁　判　所

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２２年（フ）第３０７号

奈良市藤ノ木台一丁目６番８―308号、旧営業所所在地大阪市中央区北久宝寺町１―７―16―502

債務者　和田商会こと　和田　昭男

1　決定年月日時　平成22年６月24日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　嶋岡　英司

4　破産債権の届出期間　平成22年８月２日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後１時40分

6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで

奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３１７号

奈良市東九条町1175番地の19

債務者　大久保　充

1　決定年月日時　平成22年６月25日午後５時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　西田　尚造

4　破産債権の届出期間　平成22年７月30日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月１日午後１時20分

6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで

奈良地方裁判所

平成２２年（フ）第３４９号

鹿児島県鹿児島市清和１丁目２番22号

債務者　林　　純子

1　決定年月日時　平成22年６月24日午後１時

2　主文　債務者について破産手続を開始する。

3　破産管財人　弁護士　末永　睦男

4　破産債権の届出期間　平成22年７月15日まで

5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年９月２日午前11時30分

6　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで

鹿児島地方裁判所民事第３部破産係